

第 1 章
はじめに

第1章 はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、東日本大震災の発生を踏まえ、大規模な自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」）」を制定し、平成26年には、基本法に基づき、「国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」）」を策定しました。それを受けて、群馬県においても、国基本計画との調和を保ちながら、平成29年に「群馬県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」）」を策定しており、本町においても、令和元年東日本台風により多数の家屋等に被害が発生したことを踏まえて、災害に強いまちづくりの推進が必要となっています。

そこで、今後本町が自然災害等に備え、強くしなやかなまちづくりに総合的に取り組んでいくための計画として「大泉町国土強靱化地域計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づく、国基本計画及び県地域計画との調和を図り、本町における強靱化に関する施策を推進するうえでの指針となる計画です。

3 計画の期間

本計画は、令和4年度を始期とし、国基本計画及び県地域計画の見直し、社会経済情勢の変化、強靱化に関する施策の進捗状況等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

■国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ

